

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成24年1月19日(2012.1.19)

【公表番号】特表2011-504874(P2011-504874A)

【公表日】平成23年2月17日(2011.2.17)

【年通号数】公開・登録公報2011-007

【出願番号】特願2010-520356(P2010-520356)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/7105 (2006.01)

A 6 1 K 31/7088 (2006.01)

A 6 1 K 45/00 (2006.01)

A 6 1 P 43/00 (2006.01)

A 6 1 K 47/44 (2006.01)

A 6 1 K 47/42 (2006.01)

A 6 1 K 47/36 (2006.01)

A 6 1 K 31/575 (2006.01)

A 6 1 K 31/355 (2006.01)

C 1 2 N 15/09 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/7105

A 6 1 K 31/7088

A 6 1 K 45/00

A 6 1 P 43/00 1 2 1

A 6 1 P 43/00 1 1 1

A 6 1 K 47/44

A 6 1 K 47/42

A 6 1 K 47/36

A 6 1 K 31/575

A 6 1 K 31/355

C 1 2 N 15/00 Z N A A

【手続補正書】

【提出日】平成23年11月22日(2011.11.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

以下の(a)と(b)との複合体：

(a)カイロミクロン又はカイロミクロンレムナントへの導入物質が結合した、標的遺伝子の発現を抑制する核酸；

(b)カイロミクロン。

【請求項2】

カイロミクロンが、内因性カイロミクロンであることを特徴とする、請求項1に記載の複合体。

【請求項3】

物質が、脂溶性ビタミン又はコレステロールであることを特徴とする、請求項1又は2に

記載の複合体。

【請求項 4】

脂溶性ビタミンがビタミン E であることを特徴とする、請求項 3 に記載の複合体。

【請求項 5】

核酸が、s i R N A 、s h R N A 、アンチセンスオリゴヌクレオチド、アンタゴm i r 、核酸アプタマー、リボザイム及びデコイからなる群から選択される 1 種又は 2 種以上の核酸であることを特徴とする、請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の複合体。

【請求項 6】

核酸が、s i R N A であることを特徴とする、請求項 5 に記載の複合体。

【請求項 7】

核酸が、抗 R N a s e 处理された R N A であることを特徴とする、請求項 1 ~ 6 のいずれかに記載の複合体。

【請求項 8】

抗 R N A s e 处理が、2' O メチル化処理及び / 又はチオリン酸化処理であることを特徴とする、請求項 7 に記載の複合体。

【請求項 9】

請求項 1 ~ 8 のいずれかに記載の複合体を有効成分とする、標的遺伝子の発現抑制剤。

【請求項 10】

カイロミクロン又はカイロミクロンレムナントへの導入物質が結合した、標的遺伝子の発現を抑制する核酸を有効成分とし、脊椎動物において内因性カイロミクロン又はカイロミクロンレムナントの生産が誘導されている条件下で、前記脊椎動物に投与されることを特徴とする、標的遺伝子の発現抑制剤。

【請求項 11】

条件が、脊椎動物に脂質が投与されてから 12 時間以内の条件である、請求項 10 に記載の標的遺伝子の発現抑制剤。

【請求項 12】

脂質の投与が経口摂取の形態で行なわれる、請求項 11 に記載の標的遺伝子の発現抑制剤。

【請求項 13】

脊椎動物において内因性カイロミクロン又はカイロミクロンレムナントの生産が誘導される前に、前記脊椎動物に L P L 阻害剤を投与することを含む、請求項 10 ~ 12 のいずれかに記載の標的遺伝子の発現抑制剤。

【請求項 14】

脊椎動物に核酸を投与する前に、前記脊椎動物に L P L 及び / 又はヘパリンを投与することを含む、請求項 10 ~ 13 のいずれかに記載の標的遺伝子の発現抑制剤。

【請求項 15】

脂質を投与する前に、脊椎動物を飢餓状態にすることを含む、請求項 10 ~ 14 のいずれかに記載の標的遺伝子の発現抑制剤。

【請求項 16】

脊椎動物において内因性カイロミクロン又はカイロミクロンレムナントの生産が誘導されている条件下で、前記脊椎動物に投与されることを特徴とする、請求項 9 に記載の標的遺伝子の発現抑制剤。

【請求項 17】

条件が、脊椎動物に脂質が投与されてから 12 時間以内の条件である、請求項 16 に記載の標的遺伝子の発現抑制剤。

【請求項 18】

脂質の投与が経口摂取の形態で行なわれる、請求項 17 に記載の標的遺伝子の発現抑制剤。

【請求項 19】

脊椎動物において内因性カイロミクロン又はカイロミクロンレムナントの生産が誘導され

る前に、前記脊椎動物にLPL阻害剤を投与することを含む、請求項16～18のいずれかに記載の標的遺伝子の発現抑制剤。

【請求項20】

脊椎動物に核酸を投与する前に、前記脊椎動物にLPL及び／又はヘパリンを投与することを含む、請求項16～19のいずれかに記載の標的遺伝子の発現抑制剤。

【請求項21】

脂質を投与する前に、脊椎動物を飢餓状態にすることを含む、請求項16～20のいずれかに記載の標的遺伝子の発現抑制剤。